

【事務局長談話】

違憲判決に従って自衛隊のイラク派遣を即時停止せよ

2008年4月26日

日本科学者会議

事務局長 松川 康夫

去る4月17日、1122人が原告となり、自衛隊のイラク派兵は違憲であるとして派遣の差し止めを求めていた控訴審判決が、名古屋高裁でありました。青山邦夫裁判長は、自衛隊のイラク派遣は憲法違反であるとの判断を明確に示しました。国は憲法違反の自衛隊イラク派兵を即時停止すべきです。

自衛隊のイラク派遣の違憲性について、「現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合にあっては、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動を非戦闘地域に限定した同3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する活動を含んでいる」と断じました。米軍をはじめ「多国籍軍の武装兵員を、戦闘地域であるバグダットへ空輸するものについては、他国による武力行使と一体化した行動」であることを具体的に論証して結論を導いています。この判決理由は、小泉元首相の「自衛隊が行くところが非戦闘地域」という言い逃れとは全く異なり、説得力があります。

また、憲法前文に述べられている「平和のうちに生存する権利」についても、憲法上の法的権利として認め、「憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制される場合には.....裁判所に対し救済を求めることができる場合がある」と「平和的生存権に具体的権利性がある」としました。

この裁判では、原告はイラク派遣を強制されて平和的生存権を大きく侵害される直接の当事者ではないと、派遣の差し止めは認められず原告敗訴となり、国側は上告できないため判決が確定しました。三権分立を基本原則とする民主主義法治国家として、政府は憲法違反の行為であると司法から指摘された自衛隊イラク派兵を継続することは許されません。ところが、福田康夫首相は「裁判のためどうこうする考えはない」、町村信孝官房長官は「こういう傍論を認めるものではない」、高村正彦外相は「外務大臣を辞めて暇でもできたら（判決を）読んでみますよ」、田母神俊雄航空自衛隊場幕僚長に至っては「そんなの関係ねえ」と、判決で述べられた具体的論証について何ら反論することなく、憲法違反の派遣の継続を強行する態度をとり続けています。

私たちは真理と真実を重視し、人文、社会、自然の諸科学の枠を超えて科学研究にたずさわる立場から、核兵器廃絶や、平和と環境を守る運動に取り組む組織として、憲法を無視し、司法判断にも従わないという政府の非民主的態度に強く抗議するとともに、イラクへの自衛隊派遣を即時停止することを求めます。